

役員給与の損金不算入

(法人税法第34条)

内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与及び第54条第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のものを使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第3項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 1 その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与(次号において「定期給与」という。)で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与(次号において「定期同額給与」という。)
- 2 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。))を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。)以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。)

[中略]

- 2 内国法人がその役員に対して支給する給与(前項又は次項の規定の適用があるものを除く。)の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 3 内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

[中略]

- 6 前2項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

過大な役員給与の額

(法人税法施行令第70条)

法第34条第2項(役員給与の損金不算入)に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 1 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
 - イ 内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与(法第34条第2項に規定する給与のうち、退職給与以外のものをいう。以下この号において同じ。)の額(第3号に掲げる金額に相当する金額を除く。)が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額(その役員の数が二以上である場合には、これらの役員に係る当該超える部分の金額の合計額)
 - ロ 定款の規定又は株主総会、社員総会若しくはこれらに準ず

るものの決議により役員に対する給与として支給することができる金銭の額の限度額若しくは算定方法又は金銭以外の資産(ロにおいて「支給対象資産」という。)の内容(ロにおいて「限度額等」という。)を定めている内国法人が、各事業年度においてその役員(当該限度額等が定められた給与の支給の対象となるものに限る。ロにおいて同じ。)に対して支給した給与の額(法第34条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員(第3号において「使用人兼務役員」という。))に対して支給する給与のうちその使用人としての職務に対するものを含めないで当該限度額等を定めている内国法人については、当該事業年度において当該職務に対する給与として支給した金額(同号に掲げる金額に相当する金額を除く。)のうち、その内国法人の他の使用人に対する給与の支給の状況等に照らし、当該職務に対する給与として相当であると認められる金額を除く。)の合計額が当該事業年度に係る当該限度額及び当該算定方法により算定された金額並びに当該支給対象資産(当該事業年度に支給されたものに限る。)の支給の時における価額に相当する金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額(同号に掲げる金額がある場合には、当該超える部分の金額から同号に掲げる金額に相当する金額を控除した金額)

- 2 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した退職給与の額が、当該役員のもの内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額
- 3 使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの額

役員に対する退職金の損金算入の時期

(法人税基本通達9-2-28)

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支給した日の属する事業年度においてその支給した額につき損金経理をした場合には、これを認める。

退職年金の損金算入の時期

(法人税基本通達9-2-29)

法人が退職した役員又は使用人に対して支給する退職年金は、当該年金を支給すべき時の損金の額に算入すべきものであるから、当該退職した役員又は使用人に係る年金の総額を計算して未払金等に計上した場合においても、退職の際に退職給与引当金勘定の金額を取り崩しているといないにもかかわらず、当該未払金等に相当する金額を損金の額に算入することはできないことに留意する。

弔慰金等の取扱い

(相続税法基本通達3-20)

被相続人の死亡により相続人その他の者が受ける弔慰金、花輪代、葬祭料等(以下「弔慰金等」という。)については、3-18及び3-19に該当すると認められるものを除き、次に掲げる金額を弔慰金等に相当する金額として取り扱い、当該金額をこえる部分の金額があるときは、そのこえる部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うものとする。

- (1)被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与(俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいう。以下同じ。)の3年分(遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が3年分を超えるときはその金額)に相当する金額。
- (2)被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分(遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が半年分を超えるときはその金額)に相当する金額。

役員・従業員の遺族が受け取られた死亡退職金・弔慰金の取扱い

相続税の課税対象となりますが、以下の基準まで非課税となります。

- (1)死亡退職金として受け取られた場合
「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。
(相続税法第12条第1項6号)
- (2)弔慰金として受け取られた場合

業務上死亡の場合	業務外死亡の場合
死亡時の普通給与(除賞与)の3年分	死亡時の普通給与(除賞与)の半年分

まで非課税となります(相続税法基本通達3-20)。これをこえる部分は、死亡退職金とみなし、上記“死亡退職金として受け取られた場合”に準じて相続税の課税対象となります。

生存退職金の取扱い

(所得税法第30条)

退職所得は、他の所得と総合されず分離して課税されます。税額は原則として源泉徴収されますが、以下の基準まで非課税となります。

課税される退職所得の金額 = (退職金 - 退職所得控除) × 1/2

退職所得控除

勤続年数20年以下	40万円×勤続年数
勤続年数20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※当該金額が80万円に満たない場合は80万円

※障害による退職の場合は100万円を加算

短期の前払費用

(法人税基本通達2-2-14)

前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注)例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

養老保険に係る保険料

(法人税基本通達9-3-4)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険を含まない。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条《適格退職年金契約等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1)死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-5までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。
- (2)死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期保険に係る保険料

(法人税基本通達9-3-5)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保

険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期付養老保険に係る保険料

(法人税基本通達9-3-6)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険(養老保険に定期保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合それぞれの保険料の額について9-3-4又は9-3-5の例による。
- (2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。

傷害特約等に係る保険料

(法人税基本通達9-3-6の2)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

契約者配当金を受け取った場合の取扱いについて

(法人税基本通達9-3-8)

法人が生命保険契約(適格退職年金契約に係るものを含む。)に基づいて支払いを受ける契約者配当の額については、その通知(据置配当については、その積立てをした旨の通知)を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、当該生命保険契約が9-3-4の(1)に定める場合に該当する場合(9-3-6の(2)により9-3-4の(1)の例による場合を含む。)には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。(注1) 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の

額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。

- (注2) 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて

(課法2-3/課審5-18 平成20年2月28日)

1. 対象とする定期保険の範囲

この通達に定める取扱いの対象とする定期保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者として加入した定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約の付されているものを含む。)のうち、次に掲げる長期平準定期保険及び増定期保険(以下これらを「長期平準定期保険等」という。)とする。

- (1) 長期平準定期保険(その保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいい、(2)に該当するものを除く。)
 - (2) 増定期保険(保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時における被保険者の年齢が45歳を超えるものをいう。)
- (注)「保険に加入した時における被保険者の年齢」とは、保険契約証書に記載されている契約年齢をいい、「保険期間満了の時における被保険者の年齢」とは、契約年齢に保険期間の年数を加えた数に相当する年齢をいう。

2. 長期平準定期保険等に係る保険料の損金算入時期

法人が長期平準定期保険等に加入してその保険料を支払った場合(役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としているため、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となる場合を除く。)には、法人税基本通達9-3-5及び、9-3-6《定期保険に係る保険料等》にかかわらず、次により取扱うものとする。

- (1) 次表に定める区分に応じ、それぞれ次表に定める前払期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち次表に定める資産計上額を前払金等として資産に計上し、残額については、一般の定期保険(法人税基本通達9-3-5の適用対象となる定期保険をいう。以下同じ。)の保険料の取扱いの例により損金の額に算入する。
- (2) 保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあっては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

- (注1) 保険期間の全部又はその数年分の保険料をまとめて支払った場合には、いったんその保険料の全部を前払金として資産に計上し、その支払の対象となった期間(全保険期間分の保険料の合計額をその全保険期間を下回る一定の期間に分割して支払う場合には、その全保険期間と

する。)の経過に応ずる経過期間分の保険料について、(1)又は(2)の処理を行うことに留意する。

(注2) 養老保険等に付された長期平準定期保険等特約(特約の内容が長期平準定期保険等と同様のものをいう。)に係る保険料が主契約たる当該養老保険等に係る保険料と区分されている場合には、当該特約に係る保険料についてこの通達に定める取扱いの適用があることに留意する。

(経過取扱い…通増定期保険に係る改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは平成20年2月28日以後の契約に係る改正後の1(2)に定める通増定期保険(2(2)の注2の適用を受けるものを含む。)の保険料について適用し、同日前の契約に係る改正前の1(2)に定める通増定期保険の保険料については、なお従前の例による。

〔前払期間、資産計上額等の表〕

	区 分	前払期間	資産計上額
(1) 長期平準定期保険	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるもの	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
(2) 通増定期保険	1 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの(2又は3に該当するものを除く。)	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	2 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(3に該当するものを除く。)	同上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	3 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの。	同上	支払保険料の4分の3に相当する金額

(注)前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。

解約返戻金のない定期保険の取扱いについて

【照会要旨】

法人が自己を契約者及び保険金受取人とし、役員又は従業員を被保険者として次のような内容の定期保険に加入した場合には、被保険者の加入年齢等によっては長期平準定期保険の要件に該当するときもありますが、契約者である法人の払い込む保険料は、定期保険の原則的な処理に従って、その支払時に損金の額に算入して差し支えないでしょうか。

(定期保険の内容)

1. 保険事故及び保険金

- 被保険者が死亡した場合 死亡保険金
- 被保険者が高度障害状態に該当した場合 高度障害保険金

2. 保険期間と契約年齢

保険期間	加入年齢	保険期間	加入年齢
30年満了	0歳から50歳まで	75歳満了	0歳から70歳まで
70歳満了	0歳から65歳まで	80歳満了	0歳から75歳まで

3. 保険料払込期間

保険期間と同一期間（短期払込はない）

4. 払戻金

この保険は掛捨てで、いわゆる満期保険金はありません。また、契約失効、契約解除、解約、保険金の減額及び保険期間の変更等によっても、金銭の払戻しはありません。

(注)傷害特約等が付された場合も解約返戻金等の支払は一切ありません。

【回答要旨】

契約者である法人の払い込む保険料は、その支払時に損金の額に算入することが認められます。

(理由)

1. 定期保険の税務上の取扱い

定期保険は、養老保険と異なり満期返戻金や配当金がないことから、その支払保険料については、原則として、資産に計上することを要せず、その支払時に支払保険料、福利厚生費又は給与として損金の額に算入することとされています(法人税基本通達9-3-5)。

ただし、定期保険といっても、保険期間が非常に長期に設定されている場合には、年を経るに従って事故発生率が高くなるため、本来は保険料は年を経るに従って高額になりますが、実際の支払保険料は、その長期の保険期間にわたって平準化して算定されることから、保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれることとなります。このため、例えば、保険期間の前半に中途解約をしたような場合は、支払保険料の相当部分が解約返戻金として契約者に支払われることになり、支払保険料を支払時に損金算入することに課税上の問題が生じます。

そこで、このような問題を是正するため、一定の要件を満たす長期平準定期保険の保険料については、保険期間の60%に相当する期間に支払う保険料の2分の1相当額を前払保険料等として資産計上することとされています(平成8年7月4日付課法2-3による改正後

の昭和62年6月16日付課法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて(通達)」参照)。

(注)長期平準定期保険とは、その保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいいます。

2. 解約返戻金のない定期保険の取扱い

本件の定期保険についても、加入年齢によっては、上記の長期平準定期保険の要件に該当する場合がありますが、当該定期保険は、その契約内容によると、支払保険料は掛捨てで、契約失効、契約解除、解約、保険金の減額及び保険期間の変更等があっても、一切解約返戻金等の支払はなく、純粋な保障のみを目的とした商品となっています。

したがって、当該定期保険については、保険料の支払時の損金算入による税効果を利用して、一方で簿外資金を留保するといった、課税上の問題は生ずることもなく、また、長期平準定期保険の取扱いは本件のような解約返戻金の支払が一切ないものを対象とする趣旨ではありません。

このため、本件定期保険については、長期平準定期保険の取扱いを適用せず、定期保険の一般的な取扱い(法人税基本通達9-3-5)に従って、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入して差し支えないものと考えられます。

【関係法令通達】

(法人税基本通達9-3-5)

平成8年7月4日付課法2-3による改正後の昭和62年6月16日付課法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて(通達)」

注記

平成19年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

がん保険(終身保障タイプ)及び医療保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて

課審4-100
平成13年8月10日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国税庁長官

法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)

標題のことに、社団法人生命保険協会から別紙2のとおり照会があり、これに対して当庁課税部長名をもって別紙1のとおり回答したから、平成13年9月1日以降にその保険に係る保険料の支払期日が到来するものからこれによられたい。なお、昭和50年10月6日付直審4-76「法人契約のがん保険の保険料の取扱いについて」(法令解釈通達)は、平成13年9月1日をもって廃止する。

別紙1

課審4-99
平成13年8月10日

社団法人 生命保険協会
専務理事 ○○○○ 殿

国税庁課税部長
○○○○

法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(平成13年8月8日付付企第250号照会に対する回答)

標題のことは、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

なお、御照会に係わる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

おって、当庁においては、平成13年9月1日以降にその保険に係る保険料の支払期日が到来するものから御照会のとおり取り扱うこととしますので申し添えます。

別紙2

企第250号
平成13年8月8日

国税庁
課税部長 ○○○○殿

社団法人生命保険協会
専務理事 ○○○○

当協会の加盟会社の中には、下記の内容のがん保険(終身保障タイプ)及び医療保険(終身保障タイプ)を販売している会社があります。

つきましては、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(こ

れらの者の親族を含む。)を被保険者としてがん保険(終身保障タイプ)及び医療保険(終身保障タイプ)に加入した場合の保険料の取扱いについては、以下のとおり取り扱って差し支えないか、貴庁の御意見をお伺いしたく御照会申し上げます。

記

〈がん保険(終身保障タイプ)の概要〉

1. 主たる保険事故及び保険金

保険事故	保険金
初めてがんと診断	がん診断給付金
がんによる入院	がん入院給付金
がんによる手術	がん手術給付金
がんによる死亡	がん死亡保険金

(注)保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金はない。

なお上記に加えて、がん以外の原因により死亡した場合にごく小額の普通死亡保険金を支払うものもある。

2. 保険期間 終身
3. 保険料払込方法 一時払、年払、半年払、月払
4. 保険料払込期間 終身払込、有期払込
5. 保険金受取人 会社、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)
6. 払戻金

この保険は、保険料は掛け捨てでいわゆる満期保険金はないが、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約等の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。これは、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる死亡率等に対して、平準化した保険料を算出しているためである。

〈医療保険(終身保障タイプ)の概要〉

1. 主たる保険事故及び保険金

保険事故	保険金
災害による入院	災害入院給付金
病気による入院	病気入院給付金
災害又は病気による手術	手術給付金

(注)保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金はない。

なお上記に加えて、ごく小額の普通死亡保険金を支払うものもある。

2. 保険期間 終身
3. 保険料払込方法 一時払、年払、半年払、月払
4. 保険料払込期間 終身払込、有期払込
5. 保険金受取人 会社、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)
6. 払戻金

この保険は、保険料は掛け捨てでいわゆる満期保険金はないが、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約等の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。これは、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる死亡率等に対して、平準化した保険料を算出しているためである。

〈保険料の税務上の取扱いについて〉

1. 保険金受取人が会社の場合

- (1) 終身払込の場合は、保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金がないこと及び保険契約者にとって毎年の付保利益は一定であることから、保険料は保険期間の経過に応じて平準的に費用化することが最も自然であり、その払込の都度損金の額に算入する。
- (2) 有期払込の場合は、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応しておらず、支払う保険料の中に前払保険料が含まれていることから、生保標準生命表の最終の年齢「男性106歳、女性109歳」を参考に「105歳」を「計算上の満期到達時年齢」とし、払込保険料に「保険料払込期間を105歳と加入時年齢の差で除した割合」を乗じた金額を損金の額に算入し、残余の金額を積立保険料として資産に計上する。
- (3) 保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の資産計上額を「105歳と払込満了時年齢の差」で除した金額を資産計上額より取り崩して、損金の額に算入する。ただし、この取り崩し額は年額であるため、払込満了時が事業年度の中途である場合には、月数あん分により計算する。

2. 保険金受取人が役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の場合

- (1) 終身払込の場合は、保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金がないこと及び保険契約者にとって毎年の付保利益は一定であることから、保険料は保険期間の経過に応じて平準的に費用化することが最も自然であり、その払込の都度損金の額に算入する。
- (2) 有期払込の場合は、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応しておらず、支払う保険料の中に前払保険料が含まれていることから、生保標準生命表の最終の年齢「男性106歳、女性109歳」を参考に「105歳」を「計算上の満期到達時年齢」とし、払込保険料に「保険料払込期間を105歳と加入時年齢の差で除した割合」を乗じた金額を損金の額に算入し、残余の金額を積立保険料として資産に計上する。
- (3) 保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の資産計上額を「105歳と払込満了時年齢の差」で除した金額を資産計上額より取り崩して、損金の額に算入する。ただし、この取り崩し額は年額であるため、払込満了時が事業年度の中途である場合には、月数あん分により計算する。
- (4) ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該役員又は使用人に対する給与とする。

場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。

- (注2) 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例により処理するものとする。
- (注3) 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

払済保険へ変更した場合

(法人税基本通達9-3-7の2)

法人がすでに加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加している生命保険の保険料の全額(傷害特約等に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

(注1) 養老保険、終身保険および年金保険(定期保険特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した